富士宮市医学生修学資金貸与条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富士宮市医学生修学資金貸与条例(平成24年 富士宮市条例第〇〇号。以下「条例」という。)の施行に関し、必 要な事項を定めるものとする。

(貸与申請手続)

- 第2条 条例第4条の申請をしようとする者(以下「申請者」という。) は、医学生修学資金貸与申請書兼誓約書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 住民票の写し
 - (2) 健康診断書
 - (3) 履歴書
 - (4) 在学証明書
 - (5) その他市長が必要と認める書類

(連帯保証人の要件)

- 第3条 条例第5条の連帯保証人は、申請者が未成年者であるときは、 そのうち1人はその者の法定代理人でなければならない。
- 2 連帯保証人が死亡したとき又は連帯保証人として適当でない事 由が生じたときは、申請者は直ちに連帯保証人変更届(第2号様式) を市長に提出しなければならない。

(貸与決定の通知)

- 第4条 市長は、条例第6条の規定により修学資金貸与の決定をしたときは、医学生修学資金貸与承認(不承認)決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、貸与の承認決定に当たり、必要と認めるときは申請者の面接を実施することができる。
- 3 申請者は、貸与の承認決定を受けたときは、借用証書(第4号様式)を提出しなければならない。

(貸与決定取消しの通知)

第5条 市長は、条例第7条の規定により修学資金貸与の決定を取り消したときは、医学生修学資金貸与決定取消通知書(第5号様式)により、貸与の承認決定を受けた者(以下「貸与決定者」という。)に通知するものとする。

(貸与停止の通知)

第6条 市長は、条例第8条の規定により修学資金貸与を停止した

ときは、医学生修学資金貸与停止通知書(第6号様式)により、 貸与決定者に通知するものとする。

(返還猶予の申請等)

- 第7条 条例第10条第2項の規定による返還猶予の申請は、医学生修学資金返還猶予申請書(第7号様式)によるものとする。
- 2 条例第10条第3項の規定による返還猶予決定の可否の通知は、医学生修学資金返還猶予承認(不承認)決定通知書(第8号様式)によるものとする。

(返還債務の免除の申請等)

- 第8条 貸与決定者は、条例第11条の規定により返還債務の全部 又は一部の免除を受けようとするときは、医学生修学資金返還債 務免除申請書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、免除の可否を決定し、医学生修学資金返還債務免除承認(不承認)決定通知書(第10号様式)により、申請者に通知するものとする。

(異動の届出)

- 第9条 貸与決定者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、 直ちに当該各号に定める届出書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は住所を変更したとき 氏名・住所変更届(第 1 1 号 様式)
 - (2) 大学又は大学院を休学し、停学し、復学し、又は退学したとき 休学・停学・復学・退学届(第12号様式)
 - (3) 修学資金の貸与を辞退するとき 修学資金貸与辞退届(第13 号様式)
 - (4) 連帯保証人の氏名又は住所に変更があったとき 連帯保証 人氏名・住所変更届 (第14号様式)
 - (5) 大学を卒業し、又は大学院を修了したとき 卒業(修了)届 (第15号様式)
 - (6) 医師免許を取得したとき 医師免許取得届 (第16号様式)
- 2 連帯保証人は、貸与決定者が死亡した場合には、直ちに死亡届 (第17号様式)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別

に定める。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。